

議案第58号

天理市立幼稚園預かり保育条例の制定について

天理市立幼稚園預かり保育条例を次のように制定しようとする。

平成22年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立幼稚園預かり保育条例

(目的)

第1条 この条例は、天理市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)で実施する預かり保育に関し必要な事項を定め、もって幼児の健やかな成長を図り、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 入園の許可を受け、現に幼稚園に在園している幼児をいう。
- (2) 預かり保育 学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定により文部科学大臣が定める教育課程に基づき幼稚園が実施する教育時間終了後に、保育を必要とする園児を対象として当該園児が在園する幼稚園において行う教育活動をいう。

(預かり保育の実施)

第3条 天理市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例(昭和39年3月天理市条例第15号)第4条に規定する幼稚園において預かり保育を実施する。

(対象園児)

第4条 預かり保育の対象となる園児は、次の各号のいずれかに該当する園児とする。

- (1) 保護者又は家族の定期的な通院、看護及び介護により預かり保育が必要となる園児
- (2) 保護者の就労又は就学により預かり保育が必要となる園児
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が預かり保育の必要があると

認める園児

(利用の許可)

第5条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、預かり保育を利用する園児が、第4条に規定する要件を満たさなくなると認めるときは、前条の許可を取り消すことができる。

(預かり保育料)

第7条 預かり保育料は、園児1人につき日額300円とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。